

令和 7 年度平川市空き店舗対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 市は、地域及び商業集積地域の活性化を図り、市内の空き店舗へ新たに出店する者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、平川市空き店舗対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成 18 年平川市規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体等とは、次に掲げる団体等をいう。

ア 平川市商工会

イ 市内の商店街を形成する任意の団体

(2) 商業集積地域とは、複数の小売店、サービス業の店舗が集まっている場所をいい、都市計画用途地域において平賀地域では商業地域・近隣商業地域、尾上地域では近隣商業地域、碓ヶ関地域では国道 7 号沿い（JR 碓ヶ関駅交差点から朝霧橋付近交差点）にある地域をいう。

(3) 空き店舗とは、過去に事業の用に供された店舗部分を有している施設で、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の対象となる施設内の物件であるもの

イ 住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないものの

(補助対象事業)

第 3 補助金の交付の対象となる空き店舗対策事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、かつ 3 年以上継続して営業することが見込まれる事業とする。

(1) 商店街団体等から承認を受けた事業

(2) その他、地域又は商業集積地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

(1) 平川市空き店舗対策事業事業者認定前に着手している事業

(2) 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となる事業

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びその他の法令に違反する事業

- (4) 平川市暴力団排除措置要綱（平成24年告示第58号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が行う事業
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) その他市長が不相当と認める事業

（補助金の交付対象者）

第4 補助金の交付対象者は、新たに市内の空き店舗を活用して事業を行う者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者
- (2) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業を行う者（フランチャイズ経営）
- (3) 過去に平川市空き店舗対策事業補助金の交付を受けたことがある者
- (4) 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人その他の団体
- (5) 当該店舗において1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上、かつ1週間のうち5日以上営業できない者
- (6) 住民税等を滞納している者（個人事業主の場合は世帯員全員を含む）
- (7) 当該店舗の借受開始日から12か月以内に営業を開始できない者
- (8) 市内で現に営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とする者。ただし、やむを得ないと認める事情があるときはこの限りではない。
- (9) 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業できない者

（事業者の認定）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ平川市空き店舗対策事業事業者認定書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付のうえ市長に提出し、事業者認定を受けなければならない。

- (1) 店舗の位置図及び店舗内外の写真（改修工事を行う場合は改修前の写真）
- (2) 店舗等の賃貸借契約を証する書類の写し
- (3) 改修工事を行う場合は、改修に係る見積書の写し
- (4) 市内に住所を置く申請者の場合は、住民税等収納状況調査同意書
- (5) 市外に住所又は本社を置く申請者の場合は、個人事業者は申請者及び世帯員全員の納税証明書、法人は住民税等収納状況調査同意書
- (6) 個人情報の提供に関する同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、商店街団体等の意見を聴取したうえでこれを

審査し、事業者認定の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により事業者認定したときは、平川市空き店舗対策事業事業者認定書（様式第2号）により、事業者認定しなかったときは、その旨を記載した書面により通知するものとする。
- 4 市長は、事業認定者が第4の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業者認定を取り消すことができる。

（事業の着手）

第6 第5第3項の規定による事業者の認定を受けた者は、事業者認定を受けた日から補助事業に着手できるものとする。

（営業開始届）

第7 第5第3項の規定による事業者の認定を受けた者は、店舗借受開始日から12か月以内に営業を開始しなければならない。なお、営業を開始した時は、速やかに市へ営業開始届（様式第3号）に次の書類を添付のうえ、提出しなければならない。

- （1）法人の場合は、登記事項証明書又は法人設立届出書の写し
- （2）個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

（補助金額等）

第8 この要綱による補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗の営業開始月以降の賃借料（礼金、敷金及び共益費等は除く。）及び営業開始日前までの店舗改修費（内・外装工事、給排水工事、空調工事、サイン工事及び電気・照明工事等並びに建物と一体となって機能する設備（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。））とし、次に掲げる金額とする。ただし、消費税は補助対象経費としない。

- （1）賃借料補助額は、営業開始月から起算した12か月分の賃借料の3分の2以内とする。ただし、1月で5万円、年額で60万円を限度とする。
 - （2）改修費補助額は、事業者認定日から営業開始日前までの店舗改修費の2分の1以内とする。ただし、商業集積地域にあつては100万円、その他の地域においては50万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - 3 第5第4項の規定による事業者認定の取り消しをした場合は、当該事業者が認定日以降に実施した補助対象事業の経費であっても補助の対象としない。

(補助金の交付条件)

第 9 事業者の認定を受けた者が、事業内容の変更、中止又は廃止する場合は、平川市空き店舗対策事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）により市長の承認を受けること。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、営業開始日から 3 年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。

(補助金の交付申請等)

第 10 補助金の交付の申請をしようとする者は、営業開始後 1 2 か月を経過した後に、平川市空き店舗対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 申請日の直近の店舗内外の写真

(2) 営業開始月以降の家賃の支払いを証明する書類の写し

(3) 事業者認定日から営業開始日前の店舗改修等に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(4) 直近の確定申告書類の写し

(5) 市内に住所を置く申請者の場合は、住民税等収納状況調査同意書

(6) 市外に住所又は本社を置く申請者の場合は、個人事業者は申請者及び世帯員全員に係る住民税等の納税証明書、法人は住民税等収納状況調査同意書

(7) 事業に関連する各種営業許可証等の写し

(8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第 11 市長は、前条の規定に基づく申請内容を審査し適当と認めた場合は、平川市空き店舗対策事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 補助金の請求は、規則第 13 条第 1 項の規定による補助金額の確定通知を受けた後に、平川市空き店舗対策事業補助金請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(事業実施状況報告書)

第 13 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して 3 年間、本事業を実施した状況について、各年度の事業報告及び翌年度以降の計画を記載した

事業実施状況報告書（任意様式）を、毎年４月末までに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１４ 市長は、補助金の交付を受けた者が第９第２項に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を移転したことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、その者に対して、当該店舗における営業が継続した期間を３年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割計算により算出し、期限を定めて、当該算出した額（以下「算出額」という。）の返還及び規則第１９条第１号に定める加算金の支払いを請求するものとする。ただし、その者の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

２ 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正の申請により補助金の支給を受けたことが判明したときは、市長は、期限を定めて、支給した補助金全額及び規則第１９条第１号に定める加算金を請求するものとする。

３ 前２項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、市長が定める期限までに納付しなければならない。

４ 補助金等の返還を命じられた者が、これを納付日までに納付しなかったときは、規則第１８条に定める延滞金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

（事業協力）

第１５ 補助金の交付を受けた者は、出店地域を管轄する商店街団体等に参加するものとし、団体が実施する事業に積極的に協力するよう努めるものとする。

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第１６ 補助金の交付を受けた者は、収支に係る帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。